

「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針(案)」に関する意見募集結果(概要)

1. 実施期間

平成29年2月23日(木)から平成29年3月24日(金)まで

2. 意見提出者数及び提出意見数

3の団体・事業者又は個人から延べ4件の御意見が寄せられた。意見提出者数及び提出意見数の内訳は次のとおり。

(1)意見提出者 : 合計3者

○団体・事業者	1者
○個人(匿名を含む。)	2者

(2)提出意見数 : 合計4件

○全体	1件
○業務の実施の方法に関する書類	1件
○申請書	1件
○その他	1件

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	<p>現在、すでに認定を受けている認定個人情報保護団体はそのまま認められるように言われているが、改正個人情報保護法上のどのような根拠に基づくのかを確認したい。</p> <p>また、この措置について、当該指針において付記しておくのが適切ではないか。</p>	<p>現行法の規定に基づき主務大臣が行った認定は、改正法附則第4条第1項の規定により、改正法施行後は個人情報保護委員会が行った認定とみなされるため、既に主務大臣による認定を受けている認定個人情報保護団体は、改正法施行後に重ねて個人情報保護委員会による認定を受ける必要はありません。</p> <p>このように、既に主務大臣による認定を受けている認定個人情報保護団体の改正法施行後における位置づけについては、法律上明確であり、本指針において重ねて記載する必要はないものと考えます。</p>
2	業務の実施の方法に関する書類	<p>第4条第2項の「苦情の処理に係る準則」につき、「苦情の処理の記録は、苦情申出人の個人情報に関わるものである事から、申出人からの開示請求に対しては全て無償で開示・交付すること。」という要件を入れるべきであると考えます。</p>	<p>第4条第2項第7号では、苦情の処理に係る準則として、「苦情の処理に係る業務についての監査」を定めることを求めています。当該監査を通じて、苦情の処理に係る業務が公平に実施される体制の整備が求められることになるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
3	申請書	<p>申請書等には法人番号を記載させるべきであると考えます。また、法人番号の存在する事業者・団体にのみこのような事業をとり行わせるべきであると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、別記様式第1号に法人番号の記入欄を設ける修正をいたします。</p>

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

4	その他	<p>当該指針案は、認定や廃止にかかる手続きに限定して定めたものと推察するが、個人情報取扱事業者から漏えい等の事案が認定個人情報保護団体に報告された場合の認定個人情報保護団体から個人情報保護委員会への報告経路(窓口等)、基準等、また、認定個人情報保護団体の業務執行における個人情報保護委員会との関係については、改正個人情報保護団体の完全施行までに、別途、指針のようなものが示されることを希望する。</p>	<p>個人情報取扱事業者において漏えい等の事案が発生した場合の運用(当委員会における報告窓口等)については、今後公表してまいります。</p>
---	-----	--	--

「認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	全体	<p>(該当箇所) パブリックコメントが行われている指針案全体 (意見) 当該指針案は、「認定業務を行ううとする法人・・・申請書を個人情報保護委員会に提出しなければならない」と記されていますが、現在、すでに認定を受けている認定個人情報保護団体はそのまま認められるように言われています。 その場合、改正個人情報保護法上のどのような根拠に基づくのかを確認したいと存じます。また、この措置について、当該指針において付記しておくのが適切ではないかと考えます。</p> <p>(理由) 現在、既に認定を受けている認定個人情報保護団体の改正個人情報保護法の完全施行後における位置づけを明確にしておく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>現行法の規定に基づき主務大臣が行った認定は、改正法附則第4条第1項の規定により、改正法施行後は個人情報保護委員会が行った認定とみなされるため、既に主務大臣による認定を受けている認定個人情報保護団体は、改正法施行後に重ねて個人情報保護委員会による認定を受ける必要はありません。</p> <p>このように、既に主務大臣による認定を受けている認定個人情報保護団体の改正法施行後における位置づけについては、法律上明確であり、本指針において重ねて記載する必要はないものと考えます。</p>
2	業務の実施の方法に関する書類	<p>(該当箇所) 第4条の2の四 苦情の処理の結果の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（苦情の処理の結果の記録及び集計結果の公表の様式は、別記様式第2号に準じて作成しなければならない。）</p> <p>(意見) 第4条の2の四 苦情の処理の記録は、苦情申出人の個人情報に関わるものであることから、申出人からの開示請求に対しては全て無償で開示・交付すること。 第4条の2の五 苦情の処理の集計結果の公表に関する事項は別記様式2号に準じて作成しなければならない。</p> <p>(理由) 住所・氏名・電話番号・勤務先名称・所在地・電話番号等の他、思想・信条に係る個人情報が入った生データを経産省のガイドラインに反してテストデータとして使用している企業があるので、その企業が加入する個人情報保護団体の相談窓口には「是正指導の申請」をした事があります。 訪問での相談・申請を試みたところ訪問を断られ、指示された通りメールにて状況を記した書面を添えて申請した結果「関与できない」と断られました。 出向くという相談を強硬に断る姿勢と「関与できない」ことの説明の不明瞭さから、専ら</p>	<p>第4条第2項第7号では、苦情の処理に係る準則として、「苦情の処理に係る業務についての監査」を定めることを求めています。当該監査を通じて、苦情の処理に係る業務が公平に実施される体制の整備が求められることになるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>個々のトラブルを収集し外部への流出を防ぐのが目的の窓口であり、真に被害者の救済や個人情報の保護の為の措置を講ずる気概は無い組織との心証を抱いた経験からすると、 (案) 49 条第 1 号関係のハ (1)当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること の文言は喜ばしく思う反面、「体制の確保」をしさえすれば「公平な業務の実施」が保証されるとも いえないことから、苦情申出人には検討の結果関与できない場合も含めて受理案件の処理記録の開 示と交付の義務を課すことで、申出人が無所属の個人であっても加入企業と公平な業務を実施する 為のひとつの方策とする必要があると思われるため。</p> <p>【個人】</p>	
3	申請書	<p>とりあえずよいのではないかと思われたのであるが、申請書等には法人番号を記載させるべきであ ると考える。また、法人番号の存在する事業者・団体にのみこの用な事業をとり行わせるべきで あると考える。</p> <p>この用な業務を行なう事業者・団体にあっては、当然の事として確固たる存在の確かさの証と、そ の代表者が定まっている事が必要であると考えている。法人番号は、法務局に登録のある会社法人等番 号の割り振られた法人だけでなく、「人格のない社団等」にも断らない限り割り振られるのである が、存在の確かさの証と法的に認められる代表者が定まっている事、団体の継続性がある事を示す 効果が存在する法人番号の各所での記載は、苦情申出・相談側の不安を軽減させるためにも重要な 役割を果たすと当方は考える。</p> <p>また、おそらくこの申請のなされた事業者・団体は、各省庁や地方公共団体のホームページで紹介 を受ける事になると思われるが、この際に、果たしてその事業者・団体がどのような組織であるのか を確かめるには、法人番号は優れた手段であると思われるものである。(法人番号公表サイト等でそ の存在の確認が行なえるのであるし、頭一桁削れば、その事業者・団体が登録のあるものであった 場合は容易にその登記情報の照会も行なえるようになるのである。)</p> <p>であるので、当方は、このような認定を受ける団体については、代表者の存在を含む実質的な法人と しての性格を保有している事を確実にする事が望ましく、そして法人番号を申請書に記載させる事 が望ましいと考えるのであるが、国には、直接又は間接に苦情申出・相談等を行なう国民・市民が その事業者・団体についての確認をより容易に行なえるようにし、より安全・安心に苦情申出・相 談等を行なえるように、申請書等には、事業者・団体についての法人番号の記載を行なわせるよう にしていきたい。ひょっとすると、現在法人番号の無い団体もこのような業務を行なおうとして いる(あるいは行なっている)かもしれないのであるが、これは必要な事であると考えている。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>【個人】</p>	御意見を踏まえ、別記様式第 1 号に法人番号の記 入欄を設ける修正をいたします。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
4	その他	<p>(該当箇所) パブリックコメントが行われている指針案全体 (意見)</p> <p>当該指針案は、認定や廃止にかかる手続きに限定して定めたものと推察いたしますが、個人情報取扱事業者から漏えい等の事案が認定個人情報保護団体に報告された場合の認定個人情報保護団体から個人情報保護委員会への報告経路（窓口等）、基準等、また、認定個人情報保護団体の業務執行における個人情報保護委員会との関係については、改正個人情報保護団体の完全施行までに、別途、指針のようなものが示されることを望みます。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報取扱事業者の漏えい等の事案については、迅速、適切な対応を行うためにも、報告経路（窓口等）、基準等が明確にされていることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>	<p>個人情報取扱事業者において漏えい等の事案が発生した場合の運用（当委員会における報告窓口等）については、今後公表してまいります。</p>

(注) 寄せられた御意見等につきましては、特定の個人や店舗等の識別につながるおそれのある箇所を一部編集して掲載しているものがあります。